

特例子会社「株式会社三厚連ウイズ」の設立について

○ 株式会社三厚連ウイズの概要

- ・商号 株式会社三厚連ウイズ
(三重県厚生農業協同組合連合会の100%出資子会社)
- ・代表者 代表取締役 丹羽 英行
- ・設立年月日 平成25年2月1日
- ・本店所在地 三重県鈴鹿市安塚町山之花1275番地184
- ・目的
 - 1 病棟・病室等美化事業
 - 2 医療器具等中央管理受託事業
 - 3 院内売店事業
 - 4 印刷物・日用雑貨・生活用品等販売事業
 - 5 洗濯業務受託事業
 - 6 医療事務代行業業
 - 7 その他前各号に付帯する事業

○ 設立の経緯

- ・平成24年10月 JA三重厚生連が特例子会社設立準備室を設置
- ・平成24年11月16日 特例子会社設立計画書を県に提出
- ・平成25年2月1日 子会社の設立登記
- ・平成25年3月21日 津公共職業安定所に特例子会社の認定申請
- ・平成25年3月28日 津公共職業安定所から障害者雇用促進法に基づく認定
- ・平成25年4月7日 設立式
- ・平成25年4月8日 業務開始

○ 障がい者雇用の状況と今後の予定

- ・当初の障がい者雇用については、特別支援学校の卒業生6人（知的障がい者）とパート職員1人（精神障がい者）を3月中に雇用。
- ・今後は、特別支援学校の職場実習を通して、業務に適性のある障がい者を順次採用予定。
(平成25年度中に5～6人採用予定)
- ・業務内容は、入院患者に合わせてベッドメイキング（シーツ交換、高さ調整など）を行わない病棟に納入。
- ・平成26年度以降、菰野厚生病院では、売店業務も行う予定。

○ 三重県の支援

障がい者の雇用に特別に配慮した特例子会社の設立に対し、計画段階から設立（厚生労働省の認定）までに要する経費の1/2を上限300万円まで補助する「三重県特例子会社設立補助金」を平成24年度から創設し、「株式会社三厚連ウイズ」は第1号の適用子会社です。

今後は、障がい者の雇用に特別に配慮した特例子会社が増えるよう制度の啓発に努めるとともに、障がい者の就労と職場定着のために、特例子会社やその他の障がい者多数雇用企業等の協力を得ながら、障がい者雇用モデルの普及のための情報発信に取り組みます。

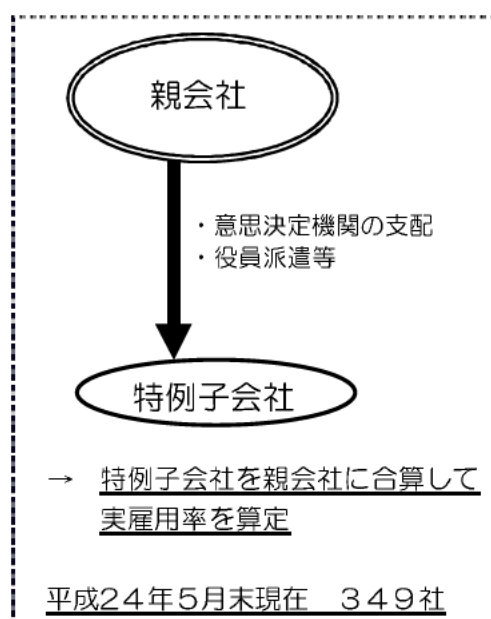
「特例子会社」制度の概要

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝1.8％）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。

一方、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

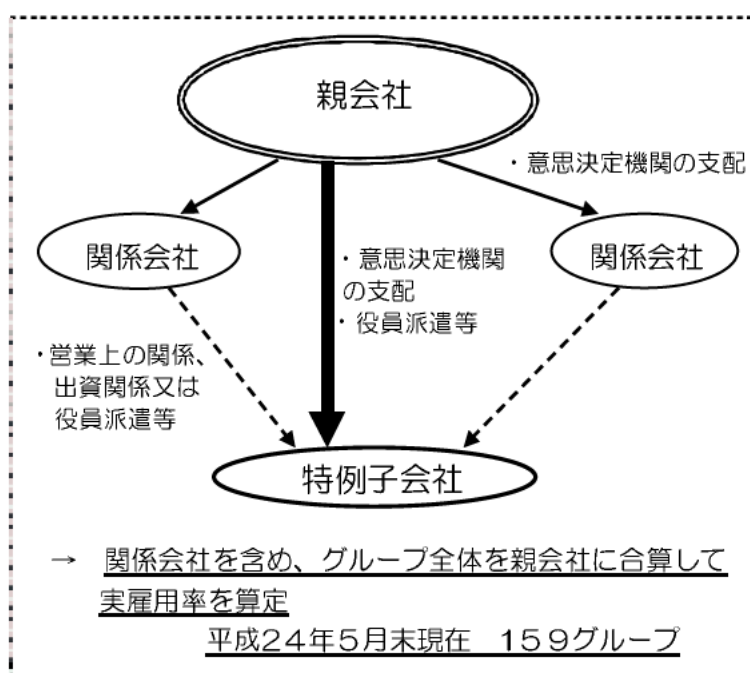
また、特例子会社を持つ親会社については、関係する子会社も含め、企業グループによる実雇用率算定を可能としている。

〔特例子会社制度〕



〔グループ適用〕

（平成14年10月から施行）



○ 特例子会社認定の要件

(1) 親会社の要件

- 親会社が、当該子会社の意思決定機関（株主総会等）を支配していること。
（具体的には、子会社の議決権の過半数を有すること等）

(2) 子会社の要件

- ① 親会社との人的関係が緊密であること。（具体的には、親会社からの役員派遣等）
- ② 雇用される障害者が5人以上で、全従業員に占める割合が20%以上であること。
また、雇用される障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であること。
- ③ 障害者の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有していること。
（具体的には、障害者のための施設の改善、専任の指導員の配置等）
- ④ その他、障害者の雇用の促進及び安定が確実に達成されると認められること。